確定拠出年金アドバイザリー協会 だより

-般社団法人確定拠出年金アドバイザリー協会 発行

東京都港区芝公園1-1-12 芝公園電気ビルディング4F https://www.dc-advisory.net info@dc-advisory.net No.12 2023年 4月1日

今回のテーマ

法改定の要約とiDeCoからの資産移換手続き

コロナ騒動が始まって3年強、やっとリアルで通常に会議が行われる環境が戻ってきたように思います。

昨年はDCの法改定がいくつも施行され、これに対する問い合わせ、特に企業型DCとiDeCoの関係に関する質問が数多く寄せられました。

最近は新たに入社してくる社員がiDeCoに入っているケースが増え、iDeCoの資産を企業型DCに移換する手続きが頻繁になってきました。

今回の改定で、従来よりiDeCoへの手続きはかなり簡易化させたのですが、書類の書き方が紛らわしく、混乱しています。そこで、今回は選択制DCに関連する法改定のポイントと、iDeCoからの資産移換に関する手続きを整理してみました。

本メルマガは、当協会のクロス・ヘッド総合型DCのアドバイザー、アドバイザー経由で加入企業、提携先、協会の会員等へ配信しております。バックナンバーはホーム頁により

(注)確定拠出年金を**DC**と略称させていただきます。(Defined Contributionの略)

クロス・ヘッド(株)の住所が変わりました(2022年12月に移転)。

【新住所】〒108-0075 東京都港区港南 1-2-70 品川シーズンテラス24F TEL 03-4405-7913 FAX 03-6850-0020 メールは変わりません cross401k@crosshead.co.jp クロス・ヘッド(株)確定拠出年金担当

1. 法改定で何がどのように変わったか?

(1) 加入年齢が最長70歳未満まで延長されました。

従来は、加入できるのは60歳まででしたが、加入した人が掛金を払い続けられるのは最長で65歳迄でした。掛金の支払いを65歳までとする場合は「資格喪失年齢」が65歳というような表現をします。

今までは、ある会社に勤めていて60歳で定年になり、定年後はその会社のグループ会社等に転籍された場合でも、既に60歳になってしまったので転籍先でDCに加入することはできませんでした。60歳以降に他の会社に転職した場合も同様でした。

今回の改定で、加入も70歳未満まで、資格喪失年齢も70歳まで延長されました。

従って、60歳以上の新規採用者もDCに加入できるようになりました。

但し、この件につきましては、色々な選択肢がありますので、以下をご確認ください。

留意点

・現状では、新規加入に際して、加入年齢、資格喪失年齢を65歳迄にする企業が一番多いようです。 60歳迄では高齢層の社員は加入期間が短すぎますし、70歳にするには就業規則を70歳迄雇用延長で きるように変更する必要があります。

将来、DCの規約変更を申請すれば、(承認まで半年程度かかりますが)いつでも変えられますので、とりあえずは65歳を選択して、世間の動向を見ていこうとする企業が一番多い状況です。

• 資格喪失年齢が65歳でも、60歳以上で退職した場合は、その時点で受給を開始できます。 ただし、60歳迄の加入年数が10年に満たない場合は、次項のような従来からの制限があります。



•60歳未満で加入した人で、60歳迄の加入年数が10年未満の人は、60歳では受け取れません。 下記のように、受給権の取得が順延されます。

8年以上、10年未満は 61歳 6年以上、8年未満は 62歳 4年以上、6年未満は 63歳 2年以上、4年未満は 64歳 2年未満は 65歳

・60歳以降に加入した人は、加入後5年間は受け取りを開始できません。 (前項も同様ですが、退職後、受給できるまでの間は運用指図者(うんようさしずしゃ)として運用の指 図だけをしていくことになります。資格喪失以降の管理料は個人で負担することになります)

•加入年齢を60歳以上に設定した場合は、60歳以降に入社してきた社員も、厚生年金被保険者ならば全員を加入させる必要があります。

60歳以降に入社してきた人を一律に加入対象外にすることはできますが、その場合は規約にそのことをきちんと定めておく必要があります。

• 60歳以降に入社してきた人については、希望する人のみをDCの加入者にする(加入を希望しない人は 除く)こともできるようになりました。

この件については、直近にスタートする企業の規約申請に際し、規約案として当方からこのような要望を出しました。前例がないため、運営管理機関も厚労省が承認してくれるか否かについては懐疑的でしたが、結果的には是認されました。

但し、加入する企業には、公平性の建前から加入を希望しない人には代替措置として前払退職金(即ち給与受け取り)を支給することを推奨しています。

・退職一時金や中小企業退職金制度(以下、中退共)等、他の制度と併用している場合は、DCの加入年齢、 資格喪失年齢に下記の留意が必要です。

例えば、中退共は60歳まで、DCは65歳まで、というようにDCの受取り時期が他の制度より後に設定された場合は、DCを一時金で受け取ると、他の制度との重複期間についてはDCの退職所得控除が適用されません。従って、DCの受取りを他の制度より後に設定する場合は、DCは年金受取りにして、公的年金等控除の優遇措置を活かしてください。DCはそもそも公的年金の補完目的の制度ですから、年金受給が基本となるべき制度の筈です。

あるいは将来、定年の年齢が後退していく中で、中退共等とDCの終了年齢を揃えていく等の配慮を検討ください。

(2) 据置き運用できる期間が75歳まで延長されました。

DCは、資格喪失年齢(掛金の支払いが終了する年齢)に到達したあと、受け取りをせず、運用指図者となって、据え置いたまま運用の指示だけをしていくことが出来ます。

従来は70歳の誕生日の前日まででしたが、これが75歳に延長されました。

この期限までの任意の時期に、一時金受取り、年金受取り(5年、10年、15年、20年)を指定して受給することができます。1/4単位で一時金を指定し、残りを年金受取にすることもできます。

但し、指定しないまま75歳に到達すると、一時金受取を指定したものとして全額が払い戻されてしまいます。

(3) 外国人が帰国する際の脱退条件が多少、緩和されました。

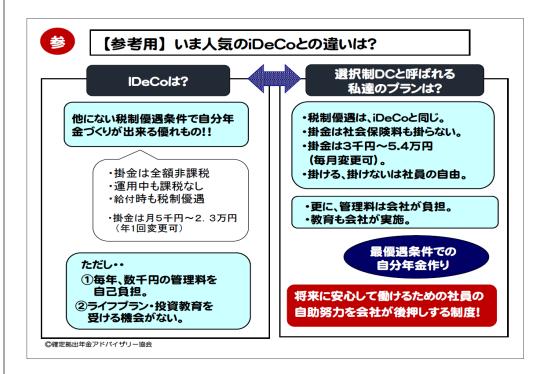
60歳未満で、加入期間が5年以下あるいは残高が25万円以下の場合は、一定条件の下で脱退金を受け取ってDCを終了させることが出来るようになりました。

(4) 企業型DCとiDeCoの併用ができるようになりました。

従来も、法的には併用が出来ない訳ではありませんでしたが、制約条件が厳しく実質的に併用は出来ない状態でした。しかし2022年10月からは制約条件が外されたことで両者の併用が可能になりました。

毎月の掛金の上限は、iDeCoだけの場合は2.3万円ですが、企業型との併用の場合は上限が2.0万円迄となります。クロス・ヘッド総合型のDCは、両方を併せて5.4万円を超えないこと(他の企業年金がある場合は2.7万円)が条件です。

但し、選択制DCの場合は、iDeCoより断然条件が有利なので、iDeCoに加入していたほとんどの人が下図のような理由でiDeCoをやめて選択制DCに資産を移換しています。



<u>(ご参考)それでもiDeCoに資産を残しておきたいと思われるような事例は?</u>

選択制DCは掛金が社会保険料の対象外になるため、将来の年金受取や健康保険の傷病手当等の社会保障への影響を考慮しても断然有利なため、ほとんどの人がiDeCoの資産を移換して企業型DC一本に絞って運用していますが、例えば、以下の様な場合は「iDeCoとの併用」や「iDeCoは運用指図者として掛金の拠出はせずにこれまでの資産の運用だけを続けていく」という選択肢が考えられます。

ケース① 今迄のiDeCoの方が断然有利な商品がある。

(但し、業績が良いアクティブファンドも、インデックスファンドに勝ち続けるのは中々難しかったり、グラフ上では一見勝ち続けているようにみえるが、実はグラフでの陥りやすい錯覚だったり、積立投資として分析し直してみると成績が逆だったりというケースも多々あります)。

その他、例えば「自分はiDeCoで金(ゴールド)の投資信託を買っていて、これを絶対に持ち続けていきたいのだが、会社が導入した企業型DCには用意されていない」等、全く性格の異なる商品を持ち続けていきたい場合。

ケース② (テクニカルな話ですが)例えば、「今、運用状況が極めて悪い。ここで企業型DCに移換させると低い価格で他の商品を買い付けることになる。これまで価格が低い状態の中でiDeCoで積立投資をし続けてきたので、今は、時価こそ低いが、その裏側で口数はいっぱい蓄えられている筈・・ということは、ちょっと時価が上向けば残高が急増する筈なので、当面、iDeCoの方は運用指図者になって価格が騰がったところで企業型DCに資産を移換したいというような場合。

2. iDeCoから企業型DCへの移換手続き

- 【手順①】まず、iDeCo加入者がいま契約しているiDeCoの金融機関(運営管理機関)に電話して「会社が何月1日から企業型確定拠出年金をスタートさせるので、(或いは、何月から会社の確定拠出年金に加入するので)、個人型の資格喪失手続きをしたい」と伝えてください。金融機関には早めに連絡して、いつ頃手続きをとるのが合理的か相談してください。その際、今加入している個人型の記録関連運営管理機関の名称を確認してください。(このあとの手続き③「個人別管理資産移換依頼書」を記入する際に必要になります)。
- 【手順②】iDeCoの金融機関から、「資格喪失届」(個人型をやめるための申請)が送られてきますので、自分で必要事項を記入して金融機関に返送します。

(従来は、「資格喪失届」と共に会社に記入してもらう書類が一緒に送られてきましたが、 2022年10月からは「資格喪失届」だけとなりました。

記入方法は、次頁に記しますが、資格喪失後は、まず運用指図者になります。 この状態で何もしなければ、今後は掛金は引き落とされず、iDeCoの資産に対して自分で運 用の指示だけしていく、いわゆる"運用指図者"になります。

- 【手順③】 iDeCoの資産を企業型DCに移換したい人は、「資格喪失届」を出したあと(出すと同時でも構いませんが)、会社に申し出て「個人別管理資産移換依頼書」(iDeCoの資産を企業型DCに移換するための書類)のファイル作成を依頼します。
 iDeCo加入者の移換手続きはこれで終わりです。
- 【手順④】会社は「個人別管理資産移換依頼書」のファイルをクロス・ヘッド㈱にメールで送ります。 メールでファイルを送るタイミングは、iDeCoの加入者から資産移換を依頼されたらすぐでも かまいません。 以上で、移換手続きは完了します。

iDeCoの資産が、当方の信託銀行(野村信託銀行)へ移換されるまでに1~2ヶ月掛かりますが、移換が終了すると、自宅に「移換完了通知書」が送られてきます。

iDeCoから企業型DCに移換された資産は、現在の掛金の配分指定割合に沿って各商品に機械的に配分されます。

移換された資産は積立投資ではなく、一発投資(スポット投資)なので、もう少し安定的な運用にしたいというような場合はネットで投資商品の預け替え(スイッチングとかリバランスと呼ばれています)の指示をする必要があります。やり方が分からないときは、コールセンターを活用してください。

なお、iDeCoからの資産移換でなく、確定給付企業年金からの資産移換の場合は、担当するアドバイザーに早めにお申し出ください。移換できる期限があります。

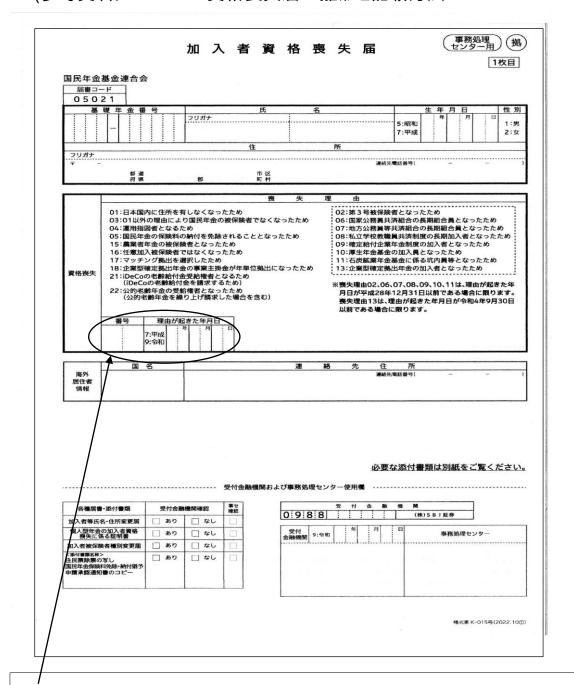
最後までお付き合いいただき、ありがとう ございました。

今回は手続きの説明なので、細かな話になってしまい申し訳ありません。

iDeCoからの移換手続きについては、昨年の法改定後、書式がガラリと変わったことで、戸惑いが多く次頁のサンプルをご参考ください。



(参考資料) iDeCoの資格喪失届の雛形と記載方法



iDeCoへの掛金拠出をやめて、運用指図者、あるいは企業型に資産を移換したい場合の記載方法

以下は、国民年金基金連合会(TELO3-5411-O211)の回答が人によって異なるため、2023/2/27に細入が国民年金基金連合会に電話して統一見解を求めた内容です。

- ■「番号」欄は「O4:運用指図者となるため」。
- ■「理由が起きた年月日」欄は下記のいずれのケースでも記載不要(空欄のままで提出)。
- ⇒下記のようなケースは総て上記の記載方法になります!
- (1)会社がこれから企業型確定拠出年金を始めるので、iDeCoをやめて企業型確定拠出年金に資産を移換させたい。
- (2)会社は既に企業型確定拠出年金をやっている。自分はいまiDeCoに加入しているがiDeCoをやめて企業型確定拠出年金に資産を移換したい。(今後入社して来る社員もこれに相当します)
- (3)iDeCoへの掛金の拠出はやめるが、今までのiDeCoの資産は(管理料は掛るが)そのままiDeCoに残して運用の指図だけをしていきたい(即ち、iDeCoは運用指図者になって継続したい場合)。
- <補足>上記の(1)(2)も手続き的には、一旦、運用指図者になり、会社から「個人別管理資産移換依頼書」を発行してもらうことで、iDeCoから企業型確定拠出年金に完全に移行することになります。
 - この番号欄に何を書いたらいいのか分からず、あちこちから問い合わせが来ております。